

令和5年7月15日からの大雨について (第2報)

1 厚生労働省における対応

(1) 7/13 15:45 厚生労働省災害情報連絡室設置

2 医療関係

(1) 医療関係全般 (7月16日2時30分時点)

・各都道府県に対し、大雨の影響による医療施設等の被害情報について EMIS 等を通じた情報収集、情報提供を依頼。また、都道府県等を通じて、管内施設管理者に対し、気象・防災情報に留意しつつ、必要な行動をとることや非常用自家発電設備の燃料を確保しておくことなどの注意喚起を依頼 (7/13)。

7月14日 秋田県 EMIS 警戒モードに切り替え。

⇒ 7月15日 EMIS 災害モードに切り替え

7月14日 山形県 EMIS 警戒モードに切り替え。

7月15日 青森県 EMIS 警戒モードに切り替え。

(2) 医療施設の被害状況 (7月16日2時30分時点)

秋田県内の1医療機関で病院の一部に浸水と停電あり。ただし入院病棟のライフラインは保たれており、診療機能は維持できている。

(3) DPATの活動状況 (7月15日23時00分時点)

秋田県：DPAT調整本部立ち上げ (7月15日)

3. 生活衛生・食品安全関係

(1) 水道の被害状況

① 断水の状況

・秋田県内の3事業者において、約4,550が断水中。

・引き続き情報収集に努める。

県・市町村 ・事業者名	断水戸数 (戸)		断水 期間	被害等の状況
	最大	現在		
【秋田県】 秋田市	約150	約150	7/15~	・冠水によるポンプ停止 ・水管橋の損傷

おがし 男鹿市	約4000	約4000	7/15～	・土砂崩れによる管路損傷 ・応急給水実施中
はっぼうちょう 八峰町	約400	約400	7/15～	・土砂崩れによる管路損傷 ・応急給水実施中
合計※	約4550	約4550		

※：各市町村等の断水戸数の合計

② その他

水道事業者等に対して、水道施設が被災した場合の対応などについて注意喚起を行うとともに、都道府県等に対して、断水等被害情報の積極的な収集及び円滑な連絡・対応を要請。

4 社会福祉施設等関係

(1) 高齢者関係施設の被害状況

秋田県秋田市において1施設に床上浸水あり。(7/15)

上記被害があった施設において、人的被害なし。(7/15)

引き続き情報収集に努める。

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			浸水等		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
秋田県	1	1	1	1	-	-	-	-
あきたし 秋田市	1	1	1	1	-	-	-	-
合計	1	1	1	1	-	-	-	-

(2) 障害者関係施設の被害状況

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) その他

各都道府県・指定都市・中核市に対し、大雨の影響による社会福祉施設等の被害及び二次災害情報の収集体制の確保や停電時の支援体制の確認とともに、速やかな被害状況の把握と情報提供を依頼。併せて、都道府県等を通じて、社会福祉施設等の管理者に対し、気象・防災情報やハザードマップに留意しつつ、早期避難など必要な対策をとるよう注意喚起を依頼。(7/14)

5 保健・衛生関係

(1) 人工呼吸器在宅療養難病患者

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（7/13）。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼（7/13）。

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(2) 人工透析

各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した。また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した。（7/13）

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) 被災者の健康管理

・各都道府県・保健所設置市・特別区に対し、連絡体制の確保を要請（7/15）。

・各都道府県・保健所設置市・特別区に対し、被災地で保健師などが行う保健活動に活用するための事務連絡を送付し、避難所生活を送る被災者の方々の健康管理を行うに当たり、十分な対策を行うよう要請（7/15）。

・現時点で保健所の被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

6 障害者支援関係

(1) 被災した要援護障害者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（7/16秋田県）

7 介護保険関係

(1) 被災した要介護高齢者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（7/15青森県及び秋田県）。

当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県・市町村にも連絡（7/15）。

また、各都道府県・市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出（7/15）。

(2) 被災した要介護高齢者等の安否確認等について

市町村が要介護高齢者等について、地域包括支援センターや介護支援専門員等への協力依頼等の方法により、安否確認を行うとともに、必要なサービス提供につなげる旨を周知（7/15青森県及び秋田県）。

(3) 避難所等で生活する要介護高齢者への配慮事項等について

災害救助法が適用された自治体に対して、避難所等で生活する要介護高齢者に対する支援にあたって、必要なサービスが受けられるよう、居宅介護支援事業者等に協力を依頼するよう要請（7/15青森県及び秋田県）。

以上